

平成25年1月30日

飯山市長 足立 正則 様

飯山市国民健康保険運営協議会
会長 岸田 勉

飯山市国民健康保険税の課税額について（答申）

平成24年11月26日付市環第144号で諮問のありました飯山市国民健康保険税の課税額について、慎重に審議を行った結果を次のとおり答申します。

記

1 飯山市国民健康保険税額（総額）を1億円程度増額することについて

1億円程度増額することはやむを得ないが、県内他市との均衡に配慮されたい。

2 国民健康保険税における「負担区分（応能・応益割合）」の見直しについて

応能割合を県内他市の平均（56%）程度まで引き下げることを目途とされたい。

3 国民健康保険税における「資産割税率」の見直しについて

県内他市との均衡から引き下げとするが、財源の安定的確保の必要性を考慮し、今回は3%程度の小幅な減額とされたい。

4 増額分を「医療保険分」及び「後期支援分」へ配分することについて

「医療保険分」及び「後期支援分」へ従前どおり2対1を基本に配分することとされたい。

5 上記における見直し（改定）時期を、平成25年4月1日とすることについて

平成25年4月1日とされたい。

6 付記

- （1）上記1、2、3及び4より、医療保険分及び後期高齢者分に係る所得割率、資産割率、均等割額及び平等割額については、別紙に記載の率及び額が適当と考えられる。
- （2）軽減については引き続き行うこととし、低所得者等への負担軽減を図ることとされたい。

(別紙)

国民健康保険税の課税額について

	区分	税率(額)	現在の税率との差
	医療分	所得割税率	6.0%
資産割税率		23.3%	2.0%
均等割額		16,100円	5,500円
平等割額		16,800円	4,300円
	区分	税率(額)	現在の税率との差
	後期支援分	所得割税率	2.9%
資産割税率		11.7%	1.0%
均等割額		8,000円	2,700円
平等割額		8,500円	2,200円
	区分	税率(額)	現在の税率との差
	介護保険分	所得割税率	2.2%
資産割税率		5.3%	0%
均等割額		6,800円	0円
平等割額		5,800円	0円
	区分	税率(額)	現在の税率との差
	合計	所得割税率	11.1%
資産割税率		40.3%	3.0%
均等割額		30,900円	8,200円
平等割額		31,100円	6,500円

特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等 (国民健康保険税)

平成25年度税制改正の大綱 (平成25年1月29日閣議決定) (抜粋)

国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずる。

① 保険税軽減制度に係る特例

軽減を受けている世帯について、従前と同様の軽減措置を受けることができるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者(特定同一世帯所属者)を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置とする。

(例) 夫婦2人世帯 (夫(世帯主) : 75歳以上、妻 : 75歳未満)

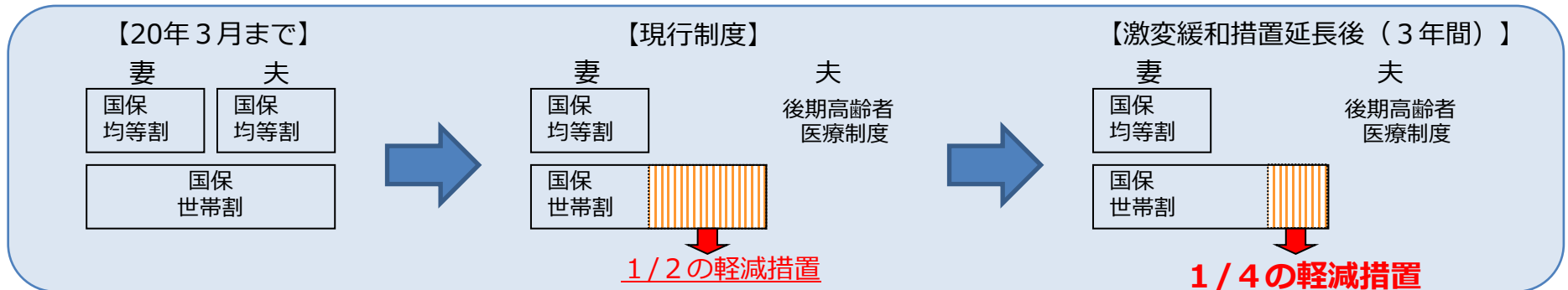
【20年3月まで】 (35万円×世帯に属する被保険者数) + 33万円以下

【現行制度】 (35万円×(世帯に属する被保険者数と特定同一世帯所属者の合計数)) + 33万円以下

↓
恒久化

② 世帯割に係る配慮

二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯(特定世帯)となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分(1/4)として、3年間延長する。



国民健康保険税

医療保険分

区 分	平等割額	軽 減	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
一 般	16,800	軽 減 額	(11,760)	(8,400)	(3,360)
		納入税額	5,040	8,400	13,440
特定世帯	8,400	軽 減 額	(5,880)	(4,200)	(1,680)
		納入税額	2,520	4,200	6,720
特定継続世帯	12,600	軽 減 額	(8,820)	(6,300)	(2,520)
		納入税額	3,780	6,300	10,080

後期高齢者支援金

区 分	平等割額	軽 減	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減
一 般	8,500	軽 減 額	(5,950)	(4,250)	(1,700)
		納入税額	2,550	4,250	6,800
特定世帯	4,250	軽 減 額	(2,975)	(2,125)	(850)
		納入税額	1,275	2,125	3,400
特定継続世帯	6,375	軽 減 額	(4,463)	(3,188)	(1,275)
		納入税額	1,912	3,187	5,100

飯山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（国民健康保険税率の改定によるもの）

改正後	改正前
<p>第150条、第151条 略 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>	<p>第150条、第151条 略 （国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p>
<p>第152条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項の規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p>	<p>第152条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項の規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）</p>
<p>第153条 第151条第2項の資産割額は当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の23.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>	<p>第153条 第151条第2項の資産割額は当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の25.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p>
<p>第154条 第151条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>16,100円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p>	<p>第154条 第151条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,600円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p>
<p>第155条 第151条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第155条の5において同じ。）以</p>	<p>第155条 第151条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第155条の5において同じ。）以</p>

改正後	改正前
<p>外の世帯 <u>16,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>8,400円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第155条の2 第151条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p>第155条の3 第151条第3項の資産割額は、当該年度の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の11.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第155条の4 第151条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第155条の5 第151条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯以外の世帯 <u>8,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,250円</u></p> <p>第155条の6～第158条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第159条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及</p>	<p>外の世帯 <u>12,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>6,250円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第155条の2 第151条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p> <p>第155条の3 第151条第3項の資産割額は、当該年度の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の12.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第155条の4 第151条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第155条の5 第151条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯以外の世帯 <u>6,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,150円</u></p> <p>第155条の6～第158条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第159条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第151条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)並びに同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及</p>

改正後	改正前
<p>びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>11,270円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>11,760円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,880円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>5,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,975円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護給付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,760円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,060円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者</p>	<p>びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,420円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>8,750円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,375円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,710円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>4,410円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,205円</u></p> <p>オ 介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護給付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,760円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,060円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者</p>

改正後	改正前
<p>(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>8,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,200円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>4,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,125円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,400円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,900円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,220円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の</p>	<p>(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>6,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>3,125円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>3,150円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,575円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,400円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,900円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,120円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の</p>

改正後	改正前
<p>区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>3,360円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,680円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,600円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>1,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>850円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,360円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,160円</p>	<p>区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>2,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,250円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,060円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯以外の世帯 <u>1,260円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>630円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第150条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,360円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,160円</p>

飯山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（特定同一世帯の軽減に係るもの）

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 155 条 第 151 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 155 条の 5 及び第 159 において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 155 条の 5 及び第 159 条において同じ。）以外の世帯 16,800 円</u></p> <p>(2) 特定世帯 8,400 円</p> <p><u>(3) 特定継続世帯 12,600 円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 155 条 第 151 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 155 条の 5 において同じ。）以外の世帯 16,800 円</u></p> <p>(2) 特定世帯 8,400 円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第 155 条の 5 第 151 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯</p>	<p>第 155 条の 5 第 151 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯</p>

改正後	改正前
<p>の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 8,500 円</p> <p>(2) 特定世帯 4,250 円</p> <p><u>(3) 特定継続世帯 6,375 円</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 159 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 151 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円)並びに同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 11,760 円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,880 円</p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 8,820 円</u></p> <p>ウ 略</p>	<p>の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 8,500 円</p> <p>(2) 特定世帯 4,250 円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 159 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 151 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 51 万円を超える場合には、51 万円)並びに同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 14 万円を超える場合には、14 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 12 万円を超える場合には、12 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 11,760 円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,880 円</p> <p>ウ 略</p>

改正後	改正前
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 5,950 円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,975 円</p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 4,463 円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 5,950 円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,975 円</p>
<p>オ 略</p>	<p>オ 略</p>
<p>カ 略</p>	<p>カ 略</p>
<p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1 人につき 24 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1 人につき 24 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 8,400 円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,200 円</p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 6,300 円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 8,400 円</p> <p>(イ) 特定世帯 4,200 円</p>
<p>ウ 略</p>	<p>ウ 略</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 4,250 円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,125 円</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 4,250 円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,125 円</p>

改正後	改正前
<p><u>(ウ) 特定継続世帯 3,188 円</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 35 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 3,360 円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,680 円</p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 2,520 円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 1,700 円</p> <p>(イ) 特定世帯 850 円</p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 1,275 円</u></p>	<p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 35 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 3,360 円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,680 円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 1,700 円</p> <p>(イ) 特定世帯 850 円</p>